R5改正版

大江町海外研修事業補助金の概要

◆事業内容

　国際社会に対応できる感覚を養い、広い視野を持ち、地域の活性化に寄与することのできる人材の養成を図るため、事業に必要な経費に対し補助金を交付します。

◆対象

（１）大江町内に住所を有し、現に居住している方。（勉学のためにやむを得ず町外に居住している学生等を含みます。）

（２）大江町外に住所を有し、町内の高等学校に在学する者であること。

◆支援内容

（１）幅広い知識の習得と視野を広め、今後のまちづくりに生かすための研修。

（２）地域開発、地域おこし等に必要な技術習得研修

（３）国又は県、町及びそれに準ずる機関が主催する国際交流事業に参加し、交流の促進、親善の推進を図るもの。

（４）海外でのボランティア活動への参加。

◆補助対象期間

　現地での実質研修期間が７日以上であること。

◆補助金の額

　事業に係る費用のうち、交通費の2分の1以内の額で1人20万円を限度とします。

　※小学生については、一人10万円を限度とします。

※また、対象経費のうち千円未満の端数があるときは、その端数は交付しません。

※JICAが実施する青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアに参加する場合は、派遣期間に応じて補助金を交付します。（詳しくはお問い合わせください。）

◆交付回数

　小・中・高・大の各就学区分と社会人区分で申請の回数上限を各１回までとします。

◆申請にあたって

　おおえ国際交流協会事務局（大江町政策推進課内）が窓口となり、申請を受け付けます。

**※問い合わせ**

**おおえ国際交流協会事務局（大江町役場　政策推進課　電話６２－２１１８）**

大江町海外研修事業　手続きの流れ

**①申請書の提出（渡航の一か月前まで）**

おおえ国際交流協会へ申請書類を提出していただきます。

（申請書の記載例及び申請に関する注意事項を参照して作成してください。）

**②審査会の実施**

庁舎内で審査会を実施し、事業採択の可否を決定します。

（決定までの間に、申請内容について確認したり、追加で書類提出を依頼したりすることがあります。）

**③事業採択の決定・通知**

審査の結果を協会からお知らせし、採択となった場合、交付決定通知をお送りします。

**④事業の実施**

交付決定通知が届きましたら、事業を実施していただきます。



**⑥補助金の支払い**

協会から補助金の額の確定通知が届きましたら、請求書を提出していただきます。後日、指定していただいた口座に補助金が振り込まれます。

**⑤実績報告書の提出（事業終了後）**

事業が終了したら、実績報告書を提出していただきます。

（実績報告書の記載例及び注意事項を参照して作成してください。）

**※事業の変更**

交付決定後に、事業内容・交付金額等の変更が生じた場合は、変更が確定した時点ですぐに変更申請を行ってください。もし、変更申請をせずに申請時と異なる内容で実績報告を行った場合、補助金を交付できないことがあります。

　また、交付決定後の補助金の増額は認められません。